

るというやつじゃないですよ。

○鈴木富美子議長 赤間茂樹産業参事。

○赤間茂樹産業参事 ガイドマップについては、印刷物もありますし、その内容をウェブ上で見られるというものもあります。印刷物と、紙のマップとウェブ上で画面で見られるマップ、そのほかに位置情報を共有して歩きながら使えるマップというのがありまして、主にその3つになっております。PDFと言われればPDFに近いものがウェブ上のマップにもございます。

○鈴木富美子議長 9番、内谷邦彦議員。

○9番 内谷邦彦議員 要するに観光客の方が来られて、来られるというか、検索をされて、そこで魅力を感じるページにしてほしいんです。だから、単にまち歩きのパゲがちっちゃく、要するに細かくこちゃこちゃこちゃと書いてあるものなのか、それとも魅力的な部分をトータルのにまとめて書いて、こういうふうなものがありますと、詳細のマップに関しては、来ていただいてこの場所に置いてありますので、ぜひこちらを閲覧になってまち歩きをしてくださいという案内をしているのか、ただ単にこういうまち歩きですという案内をしているのか、その辺が知りたいんです。

○鈴木富美子議長 赤間茂樹産業参事。

○赤間茂樹産業参事 お客様によりまして、その用途、嗜好、どこに行きたいか、何を食べたいかというのは違ってきますので、そういった面ではおいしさ発見の旅というようなマップ、それも食専門のマップ、それから、エリアごとに何があるかというものを示したマップ、これはもちろんお店情報もありますけども、観音様がここにあるよとか、そういった情報など。それから、先ほど申しましたように、ウェブ上のスマホで持ちながら歩くマップについては、これは様々な情報が入っております。ということで、ちょっと求める情報によって、どれを使うかというのが異なってきますので、一概にこれを見

てくださいというのは少し難しいところはあるんですけども、一応それらをそろえたページというのが長井市観光ポータルサイトのほうにはございます。今のところはそういう整備にしております。

○鈴木富美子議長 9番、内谷邦彦議員。

○9番 内谷邦彦議員 ぜひ魅力的な長井市に見えるようなページを作っていただいて、やっぱり少しでも観光客が来られますと、商業施設も潤うことにもなりますので、ぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で私の質問は終わります。

### 渡部秀樹議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位4番、議席番号10番、渡部秀樹議員。

(10番渡部秀樹議員登壇)

○10番 渡部秀樹議員 お疲れさまでございます。21爽風会の渡部秀樹です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。このたびの質問は大きく2項目ありますので、順次お答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1項目めは、持続可能で魅力あるまちづくりについてお聞きいたします。第六次総合計画の将来像を「みんながしあわせに暮らせる長井〜ずっと笑顔あふれるまち〜」と定め、市政運営に取り組む本市のまちづくりなどについてお聞きいたします。

1点目は、安心して健やかに暮らせ、住みやすく住み続けたいまちづくりについてお聞きいたします。

最初に、災害時の避難行動等に係る啓発活動の強化について、提案させていただきます。こ

の質問は、議長のお許しをいただき配付させていただきました資料の質問事項1-(1)-①もご覧になりながらお聞きください。

我が国は自然災害大国、日本と言われるほど、一年を通じて、国内の様々な地域が様々な自然災害による被害を受けております。記憶に新しいところでも、本年元旦に発生した能登半島地震をはじめ、7月25日に発生した線状降水帯により、山形県、秋田県で起きた豪雨災害や、近年度々発生している線状降水帯による豪雨災害や台風、豪雪による被害など、国のホームページに掲載されている災害に関する情報は切りがありません。

本市は新市庁舎の充実した避難所機能や近年頻発している豪雨災害の教訓から、行政としての豪雨災害に対する備えは物心ともに高いレベルにあると思います。また、消防団の水防に対する装備もかなり高いレベルに引き上げていただいていると、一消防団員として感じております。災害情報の伝達に関しても、危機管理室とおらんだラジオの連携等により、成果を上げてきていると思っております。災害時は避難所の開設や物資の運搬、避難所情報等の伝達、被害箇所の確認など、様々な業務がある中、市長をはじめ、市当局の皆様には頭が下がる思いであります。

そのような中で私が最も気にしているのは、豪雨災害時の命を守る行動を優先する避難行動と、ご家庭での災害に対する備えとして、防災グッズの常備や個別避難計画、マイ・タイムラインの推進などの啓発活動についてであります。

災害発生時の避難行動の意味は幅広く、自然災害から命を守る行動全般を指し、主に立ち退き避難と屋内安全確保があります。立ち退き避難は水平避難ともいい、自宅等から指定避難所や指定緊急避難場所、以下、避難所と申しますが、その他安全な場所へ移動する避難行動を指し、屋内安全確保は垂直避難ともいい、自宅等

の建物内にとどまり、安全を確保する避難行動を指します。

豪雨災害時の立ち退き避難としても、雨にぬれながら遠い公設の避難所を目指すのではなく、一時避難として、近隣の浸水被害が避けられる知り合いの家や地区の集会場などに避難し、必要によっては被害状況や天候を確認しつつ、小集団を形成し、避難所に避難することがよいとされています。また、屋内安全確保の場合、防災グッズや食料、通信機器を確保しつつ、床上、床下浸水の心配のない2階などへ避難し、被害状況や天候、避難情報などを収集しながら待機、必要によっては避難所に避難することがよいとされています。さらに、自然災害時の避難行動は、自然災害から命を守る行動全般を指しているので、災害発生後の避難行動として、防災グッズや食料などを手元に置いて待機しつつ、テレビ、ラジオ、SNSなどで情報収集や近隣の知り合いなどの安否確認、避難所の確認等も含まれ、このような避難行動が大切であるとされています。

しかし、何が何でも近隣住民を避難所に避難させねばならないとの使命感から行動している方や市民全員を避難所に収容することは物理的に難しいことに腹を立てる方も見受けられます。

過去の羽越豪雨のときとは違い、ダム建設や築堤、流域治水計画に基づく河川改良が進み、最上川上流域に位置する本市の地理的要件から、越水した雨水も数時間後には危険水位を脱することが想定されることから、命を危険にさらしながら、豪雨の中、公設の避難所を目指すことより、自然災害から命を守ることを優先する避難行動をしてほしいと願っております。

そこで、豪雨災害時の命を守ることを優先する避難行動とご家庭での災害に対する備えとして、防災グッズの常備や個別避難計画、マイ・タイムラインの推進などの啓発活動の強化について提案させていただきます。市長のお考えを

お聞かせください。

次に、公共下水道の有収率等の適正化に係る広報活動について提案させていただきます。この質問は、議長のお許しをいただき配付させていただきました資料の質問事項1－(1)－②もご覧になりながらお聞きください。

本市の公共下水道の有収率は、供用開始時から現在に至るまで、かなり低い数値で安定しております。有収率は1年間に処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す数値で、有収率が高いほど、使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的な公共下水道の経営ができていることを示しております。つまり、本市の公共下水道は使用料徴収の対象とすることができない不明水が多く、経営が非効率的であると言えます。また、通常、不明水が下水管渠に流入する原因として、経年劣化による管渠のひび割れや継ぎ手部分のがたつき、未供用マンホールのずれや破損部からの雨水流入などが予測されるわけですが、本市の場合は供用開始時の新品の管渠やマンホールのときから一貫して有収率が非常に低いのです。さらに、本市の下水道は他の地方自治体に先駆け、工事が進められました。この時期に下水道事業を開始した自治体の中には、日本の下水道の黎明期に多かった合流式下水道として事業を開始した自治体もありました。

合流式下水道は、市街地に降った雨水を速やかに地下施設に排水することで、都市機能の低下を抑える都市下水路的な機能と、生活排水を地下の管渠内に排水し、終末処理場で水処理した後に河川に放流することで、河川の水質汚濁や悪臭を抑えるなどの環境問題に関する機能を有する公共下水道を同じ管渠で賄う形式の下水道です。

本市の公共下水道は分流式となっておりますが、工事の開始時期が本市に未曾有の水害をもたらした昭和42年の羽越豪雨、羽越大水害がま

だ記憶に新しい時期であったことから、羽越豪雨時の被害が大きかったエリアに限り、都市下水路的な機能を有する一部合流式の分流式として整備され、現在に至っている可能性を私は感じております。なお、姫路市などもこの形式で整備されたようです。また、工場などの屋根からの雨水なども、小河川の急激な水位上昇を避けるため、公共下水道に排水するように施工された可能性もあります。ちなみに、この一部合流式公共下水道の整備に関して、かつて本市の公共下水道工事に関わっていた市民の方からも、私と同様の見解が得られております。

全国の様々な自治体では、公共下水道への雨水流入について、ホームページなどで注意喚起しており、特に京都府や笠間市、水戸市、静岡市、富士市などのホームページが見やすく分かりやすく、公共下水道への雨水管の誤接続などについて説明されておりました。

そこで、公共下水道の有収率、有収水量を少しでも適正化するため、市のホームページや広報などで公共下水道への雨水管の誤接続などを注意喚起する広報活動について提案させていただきます。市長のお考えをお聞かせください。

次に、特定屋外喫煙場所の設置に係る構造改革特別区域の申請について提案させていただきます。この質問は、議長のお許しをいただき配付させていただきました資料の質問事項1－(1)－③もご覧になりながらお聞きください。

本市の公共施設などへの特定屋外喫煙場所の設置について、まちづくりの視点などから幾度か提案させていただきましたが、このたびはさらに視点を変えて提案させていただきます。

構造改革特別区域、通称、構造改革特区について、内閣府地方創生推進事務局のホームページには、実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。構造改革特区制度は、こうした実情に合わなくなった国の規制につい

て、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化することを目的として平成14年度に創設されました。地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を生かした地域の活性化を実現するために、地域の取組の妨げとなる規制を取り除くツールとして、構造改革特区制度を活用くださいと掲載されております。

平成30年7月に成立した、望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法により、学校、病院等は令和元年7月1日から、飲食店、職場等は令和2年4月1日から、原則、敷地内・屋内禁煙が義務づけられました。

この法律により、日本中の公共施設や飲食店などで全面禁煙になり、しっかりと受動喫煙対策の施された喫煙所、特定屋外喫煙場所以外の喫煙所がなくなり、愛煙家が不便になっただけでなく、たばこを扱う事業主や地方公共団体の大切な財源であるたばこ税は大打撃を受けました。

これは本市においても同様であると思います。さらに、何度も申しますが、たばこ税は地方公共団体の数少ない大切な財源です。これは国のホームページに掲載されているような、国の規制が民間企業の経済活動や地方公共団体の事業の妨げとなっている一つの例として捉えてもよいのではないのでしょうか。

そこで、市内の公共施設などへ、しっかりと受動喫煙対策の施された特定屋外喫煙場所の設置についての構造改革特別区域の申請について提案させていただきます。

この特区申請が受理されれば、愛煙家やたばこを扱う事業主にメリットがあるだけでなく、本市の財源確保や近隣市町との差別化ができることから、構造改革特区の目的どおり、地域の活性化につながるのではないのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

2項目めは、教育行政の現状と課題等についてお聞きいたします。

GIGAスクール構想やインクルーシブ教育、部活動の地域移行、スクール・コミュニティなど、日本の学校教育が大きな転換期を迎えており、社会問題となっている少子化の中で、夢を育み元気に活躍できるまちづくりを目指す本市の教育行政の現状と今後の課題などについてお聞きいたします。

1点目は、困り感を抱える子供たちに寄り添った教育についてお聞きいたします。この質問は、議長のお許しをいただき配付させていただきました資料の質問事項2－(1)もご覧になりながらお聞きください。

障害の有無で子供を区別せず、同じ場所で一緒に学ぶインクルーシブ教育を推進している本市にも、困り感を抱え、特別支援学級に通う子供たちや困り感を抱えながら普通学級に通う子供たちがおります。その困り感を抱えながら通学している子供たちの学校生活などについてお聞きいたします。

困り感を抱え、学校に通う子供たちの多くは、学校生活や校内学習のサポートのため、精神に作用する様々な薬の投与を受け、登校しております。また、現実問題として、その薬を服用しなければ登校を認めてもらえない空気が、特別支援学級の中でさえあります。

一般的に投与されているお薬のタイプは2系統あり、コンサータ、ストラテラ、インチュニブなどの通常、ADHDの治療に用いられ、脳内の神経細胞の間で情報を伝える物質を増加させ、神経機能を活性化し、注意力を高め、衝動的で落ち着きがないなどの症状を改善させる系統のお薬と、リスパダール、デプロメール系統のお薬があり、リスパダールは通常、統合失調症、小児期の自閉スペクトラム症に伴う易刺激性の治療に用いられ、強い不安や緊張感を和らげ、心の病気で起きる幻覚、妄想などを抑え、不安や緊張などの精神の不安定な状態を抑える働きをするお薬です。

このように精神を覚醒させ、集中力や注意力を上げるお薬や、精神の起伏を抑え、安定させるお薬を服用し、本来の自分でない状態にならないと、困り感を抱えている子供たちは学校に通学できないのです。当然、精神に作用するお薬を服用している子供たちの身体には、少なからず、負担がかかっております。コンサータ系であれば強烈な食欲低下や頭痛などの副作用があり、リスパダール系であれば、穏やかになる反面、眠気や倦怠感などの副作用があります。支えている親御さん方も毎月の通院や通院時の休暇申請など、その他様々な負担を負い、ようやく困り感を抱えた子供たちは学校に通学できているのが事実なのです。

以上のことを踏まえ、2点質問させていただきます。

特別支援学級に通う子供たちは、元から抱えている困り感に加え、精神に作用するお薬の副作用や病院への通院などから、学校生活や学習など、様々な面で不便さを感じながら通学しており、子供たちの学校生活の様子や学習の進め方が気にかかります。

そこで、困り感を抱え、特別支援学級に通う子供たちの学校生活の様子と学習の進め方について、教育長にお聞きいたします。また、教育長がお気づきの点や課題などがあればお聞かせください。

次に、困り感を抱えながら普通学級に通う子供たちの支援などについてお聞きいたします。

困り感を抱えている子供たちの中には、精神に作用するお薬を服用しながら、またはお薬の服用を見合わせながら普通学級に通う子供たちも多くおります。学校教育支援員のケアは受けている場合と受けていない場合と様々かと思いますが、困り感を抱えながら普通学級に通う子供たちにどのような支援をしているのでしょうか、教育長にお聞きします。また、教育長がお気づきの点や課題などがあればお聞かせくださ

い。

最後となります。2点目は、いじめなどの校内トラブルが発生したときに子供たちから相談があった場合の対応についてお聞きいたします。

学校生活の中で校内トラブルを大小問わず拾い上げれば、切りがないと思いますが、トラブル発生時に早期発見、早期対応ができれば、絡まってしまった心を解くことは難しくないのかもしれないかもしれません。

これは本年度実際にあった事例で、現在は解決しておりますが、校内トラブルが発生した日に、その生徒は担任の先生に報告しましたが、トラブルを抱えた子供たちの仲が悪いほうではなかったため、しばらく様子見をしていたようですが、結果的には2カ月近く放置されてしまい、クラス内の雰囲気は日々悪化し、もはや何を理由に対立していたのかさえ、当人同士も忘れてしまうくらい陰悪な関係になってしまい、その後、登校拒否、不登校に発展し、両親が仲介したことで、事態が明るみになり、担任の先生はようやく收拾のために行動を起こし、何とか解決いたしました。しかし、大人にとっての2カ月は短期間かもしれませんが、子供たちにとって、2カ月間はとてもし長く、苦痛な時間であったと思います。しかも、今回の事例は最後の中体連や高校受験を控えた中学3年生で、肉体的には大人に近づいていますが、精神的にはまだまだ難しい時期であり、互いのそごを許し合うには仲介を必要としたため、担任の先生に報告したが、2カ月近く放置されてしまった事例でした。

以上のことを踏まえ、通常は校内トラブル発生時に子供たちから相談があった場合、各学校ではどのような対応をしているのでしょうか。また、課題について、教育長にお聞きいたします。

壇上からの質問は以上となります。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 渡部秀樹議員から、大きく2項目のご質問、ご提言いただきました。私のほうからは、1点目の持続可能で魅力あるまちづくり等について、お答えを申し上げます。

渡部議員からは、安心して健やかに暮らせ、住みやすく住み続けたいなるまちづくりについてということで3つほど、いろいろご提言をいただきました。

まず、最初の災害時の避難行動等に係る啓発活動の強化について、お答えを申し上げます。

まずは、議員のほうからは、実際、消防団員としても活躍されておりますので、そういったことや、あるいは市民の皆様からいろいろいただいた意見などからご提言をいただいたということでございますが、貴重なご提言いただき、ありがとうございました。

渡部議員おっしゃるように、避難の大原則は命を守ることであり、命を守るためには危険な場所からの早期避難、食料や水等の必要物資の備蓄や持ち出しが重要となります。また、避難につきましても、必ずしも避難所に避難しなきゃならないというわけではなく、安全な場所であれば、避難の必要はなく、親戚、友人のお宅に避難することも有効な方法であるということはおっしゃるとおりでございます。

一方で、市内全域で組織いただいた自主防災組織では、地区内の住民の安全確保、安否確認も重要な役割となっています。そのため、自主防災組織内での避難の在り方、安否確認の方法などを平時から話し合っておく必要があるということはおっしゃるとおりでございます。

長井市では日頃から市のホームページやあやめR e p oなどで広報するとともに、長井市自主防災組織連絡協議会で研修や各地区で行われている防災研修会等の機会をいただき、啓発をさせていただいております。今後長井市防災マップの更新も必要となってくることから、改めてホームページやあやめR e p oなども含めて、

掲載すべき内容を充実させながら、これは繰り返し繰り返し、あるいは大きな被害等が起きる前に、その時期が来ましたら、危険な時期って決まっているわけですから、その前にやはり情報提供などを小まめに行っていきたいと考えております。

なお、研修会、これが市のほうで様々な関わりを持って開催いただいている状況をお知らせいたしますと、これは今年の12月2日現在ということでございますが、令和4年度に8月豪雨があつて、災害が、長井市も少なからずあつたわけでございますけれども、これは羽越水害を超える災害であつたということでありまして、幸い雨の集中的に降った地域というのは、長井市よりも、むしろ飯豊山系、あるいは小国のほうの荒川水系のほうも大きかったんですが、そちらを中心に、米沢市、川西町、高島町、南陽市は結構降つたようですが、長井市と白鷹町はそんなに多くなつたんですが、大変、結果としては危険な状況でございました。

そんなことから、研修会は令和5年度、翌年度に、それまで10回しかしてなかつたのを18回、自主防災会等で研修会をしております。あと、自主防災連絡協議会でも2回、通常は1回ですが、研修等を行っています。

今年度は引き続き15回と、例年よりも多いわけでございますが、ぜひこういつたことで関心の高いときにやっぱりタイムリーな情報提供と啓蒙を重ねていきたいと思っておりますので、引き続きいろいろなご助言賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の公共下水道の有収率等の適正化に係る広報活動についてのご提言でございます。

まず、長井市の公共下水道は、事業開始当初から汚水と雨水を別々の管渠で排除する分流式を採用しております。また、各家庭、工場等の排水設備新設や、あるいはマンホールへの接続

などについては、一定水準以上の技術を持った責任技術者が専属する長井市指定下水道工事店の監理下でなければ施工できません。したがって、指定下水道工事店以外のものが勝手に排水設備を改造したり、マンホールなどに汚水管を接続することは違法ということになります。通常は市民の皆様が直接そういったことは技術的にもできないと思っておりますが、過去には、やはり今みたいにきちんとしたルールがない、いわゆる下水の事業等々が始まった段階ではあったかもしれませんけれども、現在はそういった例はないと思っております。

このように、長井市では排水設備工事をできるのは長井市指定下水道工事店となっておりますので、指定下水道工事店に対し、技術的水準の基準の周知を行うことが肝要と考えます。これまでも定期的に全ての指定下水道工事店を対象にして、講習会を開催し、技術的水準の確認、周知も行っておりますし、排水設備工事の申請が出された際にも、施工業者にはその都度、指導、助言等を行っております。加えて、排水設備工事後の確認として、工事完了検査は当然でありますけれども、不明水対策の一つとして、本来あり得ないわけではございますが、雨水管の誤接続、誤った接続がないか、エリアを絞りながら調査を実施しております。実際、そういうことで過去に1件ほど、誤って接続してしまった例もあったようでございます。

このように実際に工事を行う業者の方には技術的水準等の周知をこれまでどおり行っておりますし、不明水対策については継続して行ってまいりたいと思っております。

渡部秀樹議員からご提言いただきました注意喚起をする広報活動の意図するところは、市民の方々にも自宅の下水道設備について、自分で確認、点検し、誤った接続をしないという意識づけを行うことで、それが将来的に有収率の適正化にもつながるものであると推察いたします。

他自治体のホームページを見てみますと、雨水管を汚水管に誤ってつないでないか、また、それを個人で確認しようという内容でございました。しかしながら、工事経験のない方が、地中の排水管を自分で確認するとなると、相当困難と思われれます。本市で市民の方向けに広報するとしても、他自治体の例を参考としながら、掲載内容等、吟味して行くべきと感じております。

以上で、この件については、なかなか有収率を適正化するということが難しいので、なおかつ費用はかかるんですが、有収率を上げて収益が上がるということはありませんので、なかなかここは難しいところだと思っておりますが、有収率の向上に向けて努力を重ねていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

3点目、最後でございますが、特定屋外喫煙所の設置に係る構造改革特別区の申請についてご提言をいただきました。

渡部議員からは、令和3年6月、そして今年3月の定例会の一般質問でも、喫煙者の利便性やたばこ税確保などの立場から、特定屋外喫煙所設置に関するご要望をいただいております。

渡部議員は喫煙者じゃないと伺っておりますが、でも、やはり喫煙することの自由といたしますか、あと、しないことの自由も、これは当然憲法で保障されているわけですが、近年は、ご承知のとおり、分煙というよりも、たばこを吸っている人が非喫煙者に、その副流煙といたしますか、も含めたそういったこと健康被害がないようにというような法律的な定めもありまして、日本国内では、大変喫煙者に対する厳しい状況があると思っております。

そんな中で、今回は構造改革特別区の制度を活用したまちづくりの視点で、改めて喫煙所設置についてのご提言をいただきました。構造改革特別区制度は、議員からも説明ございましたが、地方公共団体の自主性を最大限尊重した構造改

革特別区域を設定し、規制の特例措置を活用して、地域の特性に応じた事業を実施することによって、経済社会の構造改革の推進とともに、地域の活性化を図ることを目的に、平成14年に創設されて、以来、20年余りたっているわけですが、有名な事例としては、酒税法における酒類の製造免許基準に特例措置が定められた、いわゆるどぶろく特区、隣の飯豊町などが行っているものだと思います。

制度の活用については、構造改革特別区域基本方針に掲載されるメニューから該当する事業を選択し、特区計画を作成、申請の上、内閣総理大臣の認定を受けることとされております。特定屋外喫煙所の設置に係る特区の申請については、これ、議員もご存じだと思うんですが、既存メニューにはない案件なんです。したがって、議員のご提案は、国家戦略特別区域法第5条の規定に基づき、国が募集を行う新たな特区措置を設ける事業の提案についてのご提言だと思います。

改正健康増進法に定める特定屋外喫煙場所とは、第一種施設、すなわち学校、病院、児童福祉施設、行政機関等の屋外において、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所をいいます。厚生労働省の省令では、第一種施設の特定屋外喫煙場所として、喫煙場所とそうでない場所が明確に区画されていること、喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置することなど、受動喫煙防止のために必要な基準を定めています。

議員のご提案が、こうした厚生労働省の基準に特例措置を設け、例えば施設の利用者が通常立ち入るような場所であっても、受動喫煙対策の施された喫煙所を整備することができれば、愛煙家やたばこを扱う事業者の利益が守られ、たばこ税などの財源確保や近隣市町との差別化によって、地域の活性化につながるのではない

かという趣旨であるとするれば、幾つかの点で課題があるのかなと考えております。なかなか発想としては、そういうことをやっているところはもちろんないわけですので、それで話題を提供して、関心を持ってもらうと、知名度が向上するという事は確かにあるかもしれません。

健康増進法は、健康日本21を中核とした国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環として、平成14年8月に公表され、平成15年5月から施行された法律です。平成30年には、その一部改正により、望まない受動喫煙の防止を図るための規定が新たに設けられ、学校や病院、行政機関など公共施設については、原則敷地内禁煙とされた。ただし、例外措置として、要件を満たせば、公共施設であっても、先ほどのような特定屋外喫煙場所を設けることが可能とされているわけでございます。

長井市については、平成28年2月に、長井市公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針を策定しまして、公共施設においては、敷地内禁煙、または入り口から10メートルの範囲内は喫煙所を設置しないということなど、施設ごとの受動喫煙防止宣言を行っております。

指針策定後に建設した公共施設では、先ほどの条件を満たすところに設置するなど、改正後の指針に即した分煙対策を徹底しています。こうした措置は、市民から一定の理解と評価を得ており、苦情が寄せられたケースなどはこれまでございません。

喫煙に関するこうした法整備が進められる中、令和4年の厚生労働省の調査では、たばこを習慣的に扱っている人の割合が、喫煙率14.8%、平成15年度以降で最も低くなったことが分かりました。喫煙に関する規制が強化されたことが要因とされ、厚生労働省は今後さらに喫煙をやめたい人の治療の支援などを充実させていきたいということとされております。

一方で、税収等の財政面に目を向けてみますと、紙巻きたばこの販売数量が減少する中、類似の税率引上げが行われてきた結果、改正健康増進法施行以降も、たばこ税は、国、地方合わせて2兆円規模で安定的に推移しております。たばこ税は地方にとって確かに重要な財源ではございますが、がん、脳卒中、心筋梗塞など、いわゆる疾病に伴う医療費や、これらの病気で必要になる介護費、あるいはたばこの火災等の関連費などを含めると、社会全体では税収よりもたばこによる経済損失ははるかに大きいという報告もあるようです。

また、構造改革制度では、これ、一生懸命担当の課長がつくってくれたものですから、ちょっと読ませていただきますと、結果としては、ちょっと私はなかなか長井市でやるのは厳しいのかなと。というのは、どんどん進みますと、渡部秀樹議員の提案によってということであっても、行ったのは現在の長井市長が多分喫煙者だからかというような誤解を招くおそれもあるなんて、これは誤った、ちょっと飛躍した話なんです、それだけ国のほうにそういうふうな特区を申請してやるよりも、それ以外で、また特区のぜひご提案などをいただければ大変ありがたいなと思います。

なお、やはりこの市役所周り、駅も喫煙するところがありませんので、ちょっとこれは路上での喫煙なんかを招く結果になりそうだと。もちろん、「くるんと」にもごさいませんし、したがって、今後こういったところを、屋外のきちっと分煙といいますか、受動喫煙にならないような場所なども選びながら、そういう施設をやっぴりある程度設けていかないと、吸う人にとっては非常に、この周辺には来たくないというふうになるかと思っておりますので、そこを含めて別途検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひそんなことをご理解いただきたいと思っております。私のほうからは以上でございます。ありがとう

ございました。

○鈴木富美子議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 私には、困り感を抱える子供たちに寄り添った教育について、これは（１）も（２）も同じ視点だと受け止めさせていただきました。

順次お答え申し上げたいと思います。

まず、その前にですけれども、先日、11月2日土曜日、車椅子のインフルエンサーの中嶋涼子さんという方からご講演をいただきました。突然、車椅子の生活を小学校のときに余儀なくされて、これまでどういう生き方をしてきたか、どういう人たちと関わってきたか、そういうお話だったんですが、非常にポジティブに受け止めているなと思っています。さらに、このとき、改めて感じたのは、これらを乗り越えていく一つの大きな力は、もちろん本人の努力もありますけれども、それを理解して支えている周りの人々だなということを感じました。

これを長井市に重ね合わせて考えたときに、長井市というのは、こういったインクルーシブな環境、それから、そういう風土というのはやっぱり歴史的に持っているなということをも体験的に感じさせていただいています。実は、令和2年度に、肢体不自由児の学級ができました。そのときに、それこそ長井市、予算上げて、議会と市長部局、多分ご了解いただいて、長井南中学校だったんですが、わざわざエレベーターを設置して、車椅子のスロープも設置して、その子を面倒見よう、面倒というか、一緒に生活しよう。もちろんその子は3年で卒業するわけですけども、そうではなくて、その3年間のスパンではなくて、大事な一つの取組ということで、そのような対応をしていただきました。

その後、市内の学校では、例えば情緒障害児学級、これ、中学校でできたのは、多分地域の中でも初めてだったと思います。それから病弱学級、様々な特別支援学級ができましたけれど

も、私、この中でも直接関わりましたが、一番感じたのは、その子の成長もそうですが、何よりも周りの子が優しくなるんです、そういう社会になるなということ、それを感じております。これらも踏まえながら、ちょっとお答えさせていただきたいなと思いました。

長井市の学校教育指導の重点の一つ、これは、子供を真ん中において、その子の困り感を受け止め、一人一人を大切に特別支援教育の視点に立った教育の推進です。これを大事な重点に上げたのは、今のような願いがあるからです。当然、各学校でもその視点に立ってそれぞれの取組を行っておりますが、議員からご紹介のありとあり、うまくいかないことも当然あります。それが学校だと私思っています。

でも、大事にしたいのは、その中で、うまくいかないこともあったときにこそ、いろいろな思いを発露したり、それから、意見をそれぞれ言い合う中で、話し合う中で、お互いがやっばり成長していくんだな、それは子供だけではありません。特に今回課題になっている、例えば発達障害等々になりますと、親御さんであったり、それから、もちろん周りの子供たち、それから学校の取組であったり、そういうものを話を詰めながら、それぞれ成長していくその機会にしたいなという思いもあります。

さて、まず1つ目のご質問、困り感を抱えている特別支援学級に通う子供たちに寄り添った教育についてお答えを申し上げます。

長井市では、市内全ての特別支援学級において、障害のある子供一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくものという考えの下、乳幼児期から学校卒業後まで、切れ目のない支援を行うということを目的に、個別の支援計画、それから個別の指導計画を作成しております。なかなか区別つかないのですけれども、ちょっとこれについても説明をさせていただきます。

個別の支援計画とは、保護者の願いや障害による困難な状況、それから支援の内容、生育歴、相談歴など、子供に関する事項について、本人、保護者も含めた関係者みんなで情報を共有するためのものです。個別の指導計画とは、その子供の実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人一人指導内容及び指導方法を明確にしたものです。これは平成29年度の学習指導要領においても作成が義務づけられているものです。

個別の教育支援計画、それから個別の支援計画の作成においては、本人、保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、学校だけでなく、家庭、医療機関、福祉機関等において、実際にどのような支援が必要で可能であるのか、支援の目的を立て、支援の内容を具体的に記述しております。各校では、それを基にして定期的に保護者と面談をし、学校における子供たちの成長の様子、困り感等をお伝えするとともに、具体的な支援に関して合意形成を図っているところです。

さて、服薬についてお答えします。服薬については、基本的に医師の診断の下、処方されているものであり、その用法、用量等、指示どおり行うことが前提です。児童生徒の中には様々な困り感を抱えている事例があり、例えば車が来たときに衝動的に飛び出してしまう危険とか、それから、そういう不安をお持ちのお子さんもいらっしゃるし、友達と仲よくしたいのに、衝動的に暴力的に行動してしまうこと、そんなことへの悩み、それから、感情がコントロールできないことによって、その子自身の思いというのをなかなか逸してしまうと、そんな悩みも抱えています。その困り感に応じて処方されているものが多いとこちらのほうでは捉えているところです。

もとより、薬には、ご指摘のように副作用等もあり、その使用は慎重に行わなければなりません。また、服薬によらない療育の在り方も視野に入れた対応も模索し、対応しているところ

であります。共生社会の実現に向け、本当の意味でもインクルーシブ教育が進んでいき、社会全体の理解が醸成されること、これが大切だろうと思います。

2つ目のご質問です。コロナ禍の影響も多いたことが要因となって、学校における子供一人一人の教育的ニーズに対する学習支援、生活支援はますます多岐にわたっているなということを実感しております。長井市としましては、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する適切な支援や、早期からの対応を目的に、大学教授等の専門家を招聘し、年2回の巡回相談、年3回の特別支援教育コーディネーター研修会等を開催しています。そこでは、子供を客観的に見て評価分析をしていくアセスメントの視点ですとか、それから、適切な関わり方や学習環境の整備等の支援の在り方、保護者との連携等について検証を実施し、教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導、支援を行っているところです。

通常学級に在籍している児童生徒についても、必要に応じて、先ほどご紹介しました個別的教育支援計画、それから個別の指導計画を作成し、保護者と合意形成を図りながら、学校全体での共通理解、関係機関との連携を保ちつつ、座席表等、教室環境の工夫や、注意、集中を促す声かけや確認を意識的に行うなど、必要な支援を行っていきます。

今後も一人一人に応じた教育支援の充実を目指して取り組んでいくという考えを持っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

最後の質問であります。長井市では、令和2年に、長井市いじめ防止対策推進に関する条例を制定して、この基に、いじめ防止対策の基本方針を定め、児童生徒の安全、安心、学校生活を保障するための様々な取組を行っています。

今、なぜいじめというのを最初に申したかといいますと、このいじめについての定義です。

当該児童の立場に立つて行うものであって、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する仲間、児童生徒と一定の人間関係のあるほかの児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為、これ、インターネット等も含めてです。これが本人が苦痛を感じたときは、これは全ていじめだと捉えています。ですから、擦れ違ったときに、おまえ、ばかって言われたときに、傷ついたっていったら、これもいじめです。そういうふうに事案として、本当に小さなトラブルをこちらのほうで捉えながら対応していく、それが原則にはなっているからです。ですから、渡部議員からあった、この小さなトラブル、これも、このものにも該当するというので、今ご紹介をしたところです。

今回、議員からご質問いただきました児童生徒からの友人関係のトラブル、悩みが出てきた場合の対応についてですけれども、学級担任や生徒指導担当者、養護教諭などが個別に面談を行い、詳しく聞き取りなどを行っています。必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談員、部活動等が関連していれば、当該職員が対応することもあります。小さなトラブルや軽微な悩みについては、その都度、担当した職員で解決に向けてアドバイスをしたり、関係者を集めて話し合いを持ったりすることもあります。

この過程を通しながら、最初、お話ししたように、子供たちは仲間との関わり、それから、教師は子供の見取りや学級づくりの在り方、そして、おうちの方には、家では見えなかった子供の一つの側面、それから子育て、それぞれを振り返り、一歩先に進むきっかけとしていっています。

とにかく大切なことは、そのときそのとき正面からきちっと向き合って、その子に寄り添ったことをみんなで考えることだと思っております。そのためにも、気づいたこと、気になることがあったら、本当に遠慮なく、学校でもいい

ですし、教育委員会でもいいです、どこでもいいです、連絡をしていただいて、そのことをきっかけにして、みんなで話し合いたいと思っております。そのことについて、よろしくご理解いただきたいなと思います。

これからも一つ一つの事案や児童生徒の小さな声を大切にしながら、児童生徒の立場に立って考え、丁寧な対応を進めていきたいと考えておりますので、ぜひ、いつでも話をお受けしますのでご相談ください。よろしくお願ひします。

○鈴木富美子議長 10番、渡部秀樹議員。

○10番 渡部秀樹議員 答弁いただきまして、まず、市長なんですけど、ちょっと要望とか難しいような話もあったかと思ひます。

まず、自主防災組織さんとも関わってくることなんですけども、個別避難計画ですか、マイ・タイムライン、本当、市のほうですごく進めてもらっていたりして、私も、うちのまちの自主防災の研修会で市の方等に來ていただいたりして、受けました。すごく感銘を受けました。個別に自分がこのタイミングでこれをするという計画を立てましょう、一緒に流れに沿って勉強してく形で、隣の方を見ると、私とまた違う形の避難計画があったりして、いい悪い別として、何をすべきかというものが見えてくると、そのときに何が必要かと思ひてくると。やはり避難する身にならないと、災害が起きて、こういう危険があるんだと思わないと必要なものが見えてこない。ですから、個別の避難計画をしっかり組むことが、備蓄するための物資をどこに何を保管するかにも全部つながってきて、今、この情報化社会ですので、情報伝達や情報をいかにキャッチするかということがすごく重要だなというのを感じた研修をさせていただきました。

先日もうちの地区の各隣組長が集まりまして、自主防災の研修をさせていただいたんですけど、それもまた実になる研修で、こういった形の研

修をいっぱいしていただく、市のほうでも、研修会するから呼んでねという形で呼びかけていただくことが全体につながっていくのかなと思ひます。時間のかかることですが、根気強く続けていくしかない。どうしても行政って物すごく頑張っていることは多いんですけども、災害時に全て行政頼りになって、何も持たずに行けばいいんだという方も多くなってしまうと。もちろん命は守れますけど、やはり避難所というところはプライバシーの問題ですとか、個人という個というものをほぼ失う。

私は阪神・淡路をはじめ、災害支援、行かせていただいたことがあります、ヨークベニマルの社員の頃。岩手・宮城内陸地震のときは、直接の担当者として避難現場で、私も被災者でした。体育館で寝泊まりし、ほぼ庁舎にいましたけど、私の場合は。そこで自宅に帰れるまでの間、集団生活というのをさせていただきました。やはり長くいると、不満は出ます。ただし、守っているのは命だよ、お互いが支え合うんだよというのは伝えていかないと、どうしても全部行政に頼って、私は不便な思いをしているから、行政が全て悪いんだという形になる可能性があるんで、その辺、市長のほうも市当局、立派な方いっぱいいますので、力を合わせてやっていただきたいなと思ひるところであります。

この件で、少しだけ市長にお話いただきたい。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 渡部秀樹議員おっしゃるように、まずは自分事として、市民の皆さん一人一人がしっかりと考えることですね。それから、やっぱり独り暮らしじゃなくて、家族でいらっしゃるとしたら、家族で、じゃあ、どうするかを共有しながら、タイムラインみたいなものも、例えば研修会なども、どちらかという私どもから働きかけるのはもちろん第一なんですけど、自主防災組織で住民の皆様の合意を得て、じゃあ、話を聞こうということで、関心を持ってもらう、

そういう環境づくりをしなきゃいけないと思っています。

私の経験ですと、平成25年、26年というのは、実は線状降水帯、初めて山形県で発生したんですね。その際は、長井市の場合は伊佐沢と金井神、森地区辺りがメインで被害が少なからず出たんですが、そのときは、幾ら働きかけても、避難される方ほとんどいっしょじゃなかったんですね。ただ、それは平成25年で、平成26年になってからは、今度、避難所にやっぱり10人、15人とか増えて、それが一昨年ときは、もう避難の方、相当いっしょいました。それぐらい深刻な被害、災害だったんですけども、そんなことで、自分事として捉えて、皆さん、感じておられるんだと思います。

ちなみに、やっぱりすごいなと思ったのは、東日本大震災で大変な被害があったわけですが、やはり宮城県、福島県、岩手県では、地震に対する訓練というのを一定程度というか、きちっとやっていたんですね。ですから、あの程度でむしろ済んだんだろうと。小学生とかなんかもかなり被害出ましたけれども、それをやっぱりやっていた、やらないって大きな違いであり、なおかつ、私も静岡県掛川市とも防災協定結んでいるんですね。1回、市のほうからも、連携組んでいるということで、直接出向いたり、あるいは市長のほうから、私がこちら待機していて、こういう情報があるんで、支援の要請の訓練で、私、出たこともありますけれども、やっぱり向こうのレベルはすごく高いです。というのは、みんな、危機意識持っているんですね。いざ、災害のときは、自分、どうして命を守る、家族みんなできちんと助かるような、そういったことを地区ぐるみでやっているんで、長井市は命の危険がないから大丈夫だとは言えないわけですので、ぜひそんなことで、今後とも続けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○鈴木富美子議長 渡部秀樹議員。

○10番 渡部秀樹議員 続けていただきたいと思います。

時間も時間ですので、お願いという形なんですけど、今回、たばこ特区のほうを上げさせていただきましたけど、その昔、私も旧花山村時代に特区の担当をしておりまして、農地取得特区という小さい農地の取得でも農家になれるという特区を申請させていただいたときの、3人いる担当でしたけど一番下の担当なんで、私、ほとんど住民の方とお話する担当だったんですけど、携わらせていただきまして、いろんな考え方があるよということです。

一筋縄でいかないことも、長井市なんかはいろんな予算を使っていますのでよく分かると思うんですけど、あっちから、こっちからいろんな方向から見ていくと、いろんな多面的に見ていけば改善点が見つかるのではないかと思います。私、たばこ吸いませんけど、たばこの販売の担当をしていたことがあるので、非常にこのようなものに関しては思い入れもあるというところも大きくあります。

最後、教育長にお願いなんですけど、教育長のような優しい思いを各学校に伝えて歩いてほしいなと思うところでもあります。各学校に、土屋教育長がいっぱいいるんならばいいんですけど、なかなか、やっぱり教育長というのは、心であり、頭であると思うので、長井市の教育の分野において、その伝教師として切々と語って歩いて、交流して、特にいろんな思いを抱えた先生もいっぱいいると思うので、お話を聞いてあげてほしいなと思うところでもあります、最後、お願いでした。私の質問は以上になります。

○鈴木富美子議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時20分 再開

○鈴木富美子議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、読売新聞社記者から、今定例会中のパソコン、カメラ、録音機の使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

### 鈴木一則議員の質問

○鈴木富美子議長 順位5番、議席番号6番、鈴木一則議員。

○6番 鈴木一則議員 政新長井の鈴木一則です。このたびの質問は、JR米坂線の復旧後の運営に関する試算の提示についてです。一問一答で市長に質問いたしますので、よろしく願いいたします。

米坂線の復旧については、長井市も米坂線整備促進期成同盟会の会員でもあり、フラワー長井線も一部供用しているというようなどころもありますので、影響がありますから、昨年からの件につきましては取り上げさせていただいております。今回、初めて復旧後の運営について動きがあったので、お伺いをいたします。

11月20日の山形新聞に、山形、新潟両県と沿線7市町村、JRによるJR米坂線復旧検討会議の第4回会合で、JR米坂線の復旧後の上下分離方式を採用した場合の自治体側の負担額の試算が提示され、今泉-小国間が8億1,000万円から10億9,000万円。小国-坂町間が4億7,000万円から6億1,000万円と最大17億円ということが掲載されておりました。

新潟、山形両県は、JRによる復旧、運営を

求めましたが、JR東日本は復旧後の単独運営に難色を示し、協議が進まない状況でしたが、今年5月末の復旧に向けた会合で、JR東日本から復旧後の在り方として、JR直営、上下分離方式での運営、地域事業者による運営（第三セクターなど）、バス転換の4案が提示されました。

その後、9月6日の山形、新潟、福島の3県知事会議で、復旧後の運営について、吉村山形県知事から、上下分離や第三セクター方式も含めて議論するという考えが示され、このたび、上下分離方式を採用した場合ということでの提示だと考えます。

今回の検討会に出席された県内沿線5市町長からは、高額だ、背負うのは厳しいとの懸念の声のほか、具体的な議論に進むことが大事との指摘も出たと掲載されています。

内谷市長のコメントとして、非常に大きな数字、そのまま自治体が背負うのは非現実的と語ったと掲載がありましたが、上下分離方式を採用した場合の試算金額の提示を受けての市長の見解を改めてお伺いをいたします。

○鈴木富美子議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えを申し上げます。

鈴木一則議員からただいまお示しいただいたように、大変大きい金額で正直びっくりしました。報道等によりますと、あるいは私どものほうもその会議にも参加しておりましたけれども、坂町-今泉間で17億円ということでありまして、今泉から米沢間はまた別で、そこは6億円から7億円と、長井市のほうでは7億円ぐらいじゃないのかなと推測しておりますが、そうしますと、合わせて24億円と。しかも上下分離方式ですから、いわゆるインフラ整備の部分だけなんです。運営についてはまた別という考え方でしょうから、そういった意味では、2分の1の補助を受けるんです、上下分離方式になります。ですから、事業費が48億円というふうに